朴委員からの質問及び回答①

資料２－３－１

|  |
| --- |
| 〔施策名〕「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」の具体化〔上記資料のページ番号〕23ページ |
| 〔質問内容〕「ヘイトスピーチ解消法」が2016年6月に施行されて、約1年半が経過したが、第6条（教育の充実等）、第7条（啓発活動等）に基づき、行政施策の変化や教育活動の取り組みの強化はあったのか。 |
| 〔回答〕府教育庁では、教職員がヘイトスピーチについての理解を深め、人権尊重の精神を基盤に在日外国人に対する差別を許さない態度を培うとともに、全ての児童生徒に対して適切な教育を進めることが重要であると考え、2015年（平成27年）４月に教職員向けの研修用資料として、「へイトスピーチの問題を考えるために － 研修用参考資料 － 」を作成しました。本研修用資料は、2016年６月の「ヘイトスピーチ解消法」の施行を受けて、昨年、改訂を行い、改めて市町村教育委員会や府立学校へ周知したところです。また、児童生徒に対しては、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」を踏まえて、これまでも在日外国人教育を推進してきたところです。指針の内容を具体化した「在日外国人教育のための資料集（ＤＶＤ）」（平成26年９月改定）教材の活用促進を図るよう、全市町村教育委員会及び府立学校に指導助言を行うとともに、人権教育主管課長会や研修会等において、学校の教育活動での具体的な活用方法を示すなどし、指針を踏まえた教育が充実するよう指導を行っています。今後、さらなる在日外国人教育の充実に向けて、研修会等あらゆる機会をとらえて資料集の活用について働きかけてまいります。大阪府教育センターでは、研修用資料「人権教育リーフレット　韓国・朝鮮につながる子どもの人権①」（平成28年）「（同）韓国・朝鮮につながる子どもの人権②」（平成29年）を作成し、府立学校及び各市町村教育委員会に配付するとともに、初任者研修や人権教育研修等において配付・活用しております。また、府立学校の教職員の協力を得て、各学校で実践されている在日外国人教育や国際理解教育等に関する実践等を交流する場を持ち、研究を進めた成果として、平成29年12月に、「違いを認め合い、共に生きるために（教材・プログラム集）」（「安全で安心な学校づくり 人権教育ＣＯＭＰＡＳＳ」増補版）を作成したところです。　なお、府（人権局）では、ヘイトスピーチは人権侵害であり許されないものであるとの認識のもと、人権情報ガイド「ゆまにてなにわ」やJR大阪駅のデジタルサイネージなどの媒体を用いて、広く府民への啓発に取り組んでいます。 |